

やまぐちスタイル情報発信業務仕様書

1 委託業務の名称

やまぐちスタイル情報発信業務

2 委託業務の目的

若者の県外流出が課題となる中、ワークライフバランスを重視する若者等に対して、本県の強みである「暮らしやすさ」に関する情報を戦略的に発信する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 主なターゲット

県内大学生及び県外在住の若者・子育て世代

5 業務内容

(1) 縦型ショート動画及び動画の内容を魅力的に伝えるコラムと写真の制作

本県の「暮らしやすさ」を発信するショート動画を下表に基づいて制作する。なお、配信は、山口県ホームページや動画集約サイト「山口県チャンネル」、YouTube「山口県公式チャンネル」、県公式 SNS*等で委託者が実施する。

また、動画を県ホームページの「山口県魅力発信サイト」（以下「魅力発信サイト」という。）に掲載する際、動画の内容を魅力的に伝えるコラム（600字程度）及び写真2点を掲載することになっているため、当該コラムを制作するとともに、コラムにふさわしい写真を撮影する。

項目	内容
制作数	縦型ショート動画9本
制作テーマ	山口県の「暮らしやすさ」
動画の内容	○山口県のリアルな暮らしやすさを表現する動画（9本） ・ライフステージ（就職、結婚、家族等）に合った具体的な生活の場面を表現する中で、山口県の暮らしやすさを紹介すること。 （テーマ）ゆとりある生活（空間・時間）、自然、食、子育て環境など ・主なターゲットにしている県外在住の若者・子育て世代は、山口県に関心がないことを前提にしていることから、少なくとも制作する動画のうち3本は、若者・子育て世代が興味を引くような出演者を起用した上で、山口県のリアルな暮らしやすさを表現する内容にすること。
動画の種類	○縦型ショート動画(1分程度) ・仕様 アスペクト比率 9:16 解像度 1,080×1,920px
動画制作の流れ	①全体及び個別制作スケジュールの提出 ・7月から翌年3月までの間、毎月1本ずつ動画を納品するための全体スケジュールを提出するとともに、1本ごとの制作スケジュー

	<p>ールを提出し、委託者の承認を得ること。</p> <p>②シナリオ・絵コンテ等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 各動画の制作に必要なテーマとタイトル、ターゲットとなるペルソナ、ターゲットインサイト、訴求ポイント、シナリオ、セリフ、テロップ、カット割り、撮影場所、想定シーン等（以下、「シナリオ等」という。）を作成し、委託者の承認を得ること。 <p>③動画の撮影・編集・校正</p> <ul style="list-style-type: none"> ②を基に動画の撮影及び編集を行い、委託者の確認及び意見を受けて修正等を行った上で、完成版納品日の1週間前までに試写用動画を提出すること。 <p>④完成版動画の納品</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託者が試写用動画の視聴後、修正等を指示すれば修正等を行い、完成版動画を納品すること。
サムネイル及び概要欄	<p>動画ごとに視聴者の目を引き、かつ、動画内容が一見して分かるようなサムネイル画像及び動画の概要欄を作成すること。</p>
コラム制作及び写真撮影	<p>○コラムの制作及び写真の撮影</p> <ul style="list-style-type: none"> 動画の内容を魅力的に伝えるコラム（600字程度）を制作するとともに、写真2点を制作するために写真を撮影すること。 コラムの文章の一部をクリックすると、遷移して関連情報が得られるなどの工夫も可とする。 動画のシナリオ等を提出する際に、コラムの原案と写真の想定シーンを併せて提出し、委託者の承認後、制作及び撮影を行うこと。
納品	<p>制作した動画を複製し、インターネット上（山口県公式ホームページや動画集約サイト「山口県チャンネル」、YouTube、山口県公式SNS）に掲載可能なデータへ変換した上で、コラム及び写真2点を添えて納品すること。</p>
納期	<p>7月から翌年3月までの毎月、納品すること。</p>

【制作における留意点】

- ・受託者は、動画のシナリオ等の作成や現地での撮影、コラムの制作、現地での写真撮影に必要な山口県に関する知識等を有していること。知識等が不足する場合には、知識等を有する山口県内事業者の協力を得ていること。
- ・撮影・制作前に、委託者とシナリオ等について事前協議を行うこと。また、シナリオ等の修正は、撮影から納品までの間、随時行うこととする。
- ・制作テーマに合わせ、実写や静止画、イラスト、アニメーション等を用いながら、視聴者の目を引き、関心を高める効果的な動画を制作すること。
- ・制作した動画やコラムには、令和6年度と7年度に制作した「暮らしやすさ」動画及び「魅力発信サイト」の閲覧を増加させる工夫を加えること。
- ・無人航空機（ドローン）を使用する場合は、飛行許可等の撮影に必要な手続きは受託者で行うこと。
- ・キャスト等の出演交渉、撮影交渉、権利保有者との交渉、契約締結、その他付随する業務全般は、委託業務に含まれるものとする。
- ・動画にセリフやナレーションを入れる場合には、あらかじめ委託者の承認を得て、専門の俳優又は声優を起用すること。
- ・納品物は掲載期間を定めずインターネット上（山口県公式ホームページ、動画集約サ

イト「山口県チャンネル」、魅力発信サイト、YouTube、山口県公式 SNS)へ掲載するため、使用期間や利用範囲が限定されるものは避けること。

- ・なお、動画の内容や起用する人物等については、受託者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。

※県公式 SNS は、委託者が運用する以下の SNS を指す。

区 分	アカウント名等	フォロワー数 (令和 8 年 4 月 1 日時点)
X (旧 Twitter)	@yamaguchikouhou	8,776
Instagram	@yamaguchi_kouhou	17,838
Facebook	山口県	7,682
LINE	山口県	41,025

(2) SNS 広告等の実施

- ・動画や魅力発信サイトの閲覧及び委託者が指定する SNS を活用した各種キャンペーンへの参加を誘導するため、効果的な媒体を選択し、SNS 広告等を実施する。
- ・令和 6 年度と 7 年度に制作した「暮らしやすさ」動画及び「魅力発信サイト」の閲覧増加に向けた SNS 広告等も実施する。
- ・本県が発信する日々の「暮らしやすさ」情報を取得する方が増えるよう、SNS 広告等を実施し、県公式 SNS の新規フォロワーを獲得する。
- ・SNS 広告等の実施後、実施効果（表示回数、クリック数等）を測定・分析し、委託者に報告する。なお、SNS 広告終了までの間は、随時、委託者の求めに応じて広告の効果の分析結果を報告し、広告の運用改善について提案を行う。
- ・広告の実施媒体や実施回数等については、受託者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。
- ・本県の魅力の PR を、プレスリリース配信サービス等の Web 媒体を活用して行う。(3 回程度)
- ・県職員等の情報発信に関する知識・技能の向上を図るため、「SNS」や「広報制作物」等をテーマとした研修（半日程度・対面形式）を行う。研修時期や内容等については受託者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。

(3) 年間スケジュール

別紙のとおり

(4) 納品先

本業務の遂行に伴う全ての成果物の納品先は、山口県広報広聴課広報推進班とする。

6 業務目標

本業務の目標は、①制作動画の総閲覧回数 9 万回以上、②県公式 SNS の新規フォロワー獲得数 10,000 人以上（契約時点のフォロワー数を基準）とする。目標達成のために必要な事項について委託者と協議の上、随時実施すること。

7 留意事項

(1) 著作権等

- ・業務で得た成果品に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は、山口県に帰属するものとする。また、受託者は、本件著作物に係る著作人格権を行使しないものとする。
- ・第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

(2) 権利の侵害

- ・制作にあたって、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。

(3) 動画出演者の了承

- ・SNS や山口県公式ホームページ、動画投稿サイトへの掲載によりインターネット上で動画再生されることについて、動画出演者(ナレーションを含む)の了承を得ていること。

(4) その他

- ・実際に実施する業務内容は、受託者からの提案に基づき、委託者と調整の上、決定する。
- ・業務遂行にあたっては、委託者と綿密に協議を行うとともに、進捗状況を定期及び随時に報告するものとする。
- ・業務において委託者が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うこと。
- ・委託者との連携を密に作業を行うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び業務を遂行する上で疑義や改善の必要性がある場合は、委託者と協議して定める。
- ・本委託業務を履行するために受託者が必要とする費用及び契約費用等の一切の費用は、委託料に含まれるものとする。